

椋山女学園食育推進センター規程

平成19年規程第6号

平成19年3月23日制定

(設置)

第1条 学校法人椋山女学園（以下「学園」という。）に、「人間になろう」という教育理念に基づく人間教育の一環として、食育に関する事業を総合的かつ計画的に推進するため、椋山女学園食育推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(センターの業務)

第2条 センターは、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 食育に関する講演会の開催
- (2) 学園内飲食施設との連携及び支援
- (3) 食育に関する事業の企画、立案及び実施
- (4) 食育関連事業への支援
- (5) 食育に関する研究
- (6) その他理事長が必要と認める業務

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長は、理事長が指名する者をもって充てる。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(主任)

第4条 センターに、主任を置く。

- 2 主任は、センター長の命を受けて、センターの業務を処理する。
- 3 主任は、センター長の意見を聴いて、理事長が指名する者をもって充てる。

(センター員)

第5条 センターに、センターの業務に従事するため、センター員を置くことができる。

(客員センター員)

第6条 センターに、センターの業務に必要なに応じて従事するため、客員センター員を置くことができる。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの運営に必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 主任
- (3) 椋山人間学研究センター長
- (4) 学長
- (5) 高等学校長及び中学校長
- (6) 小学校長
- (7) 幼稚園長
- (8) 事務局長

3 運営委員会は、センター長が招集し、その議長となる。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、企画課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第27号）

この規程は、平成19年9月1日から施行する。